

## 吐魯番北涼文書の作成, 保存, 再利用, 廃棄, 埋納過程に関する一考察

室山 留美子・穴澤 彰子

### ◆要 旨

吐魯番出土文書は, その多くが副葬品製作の素材として残存した文書群である。本稿はその文書を用いて, 北涼期の文書の保存と廃棄の流れを解明しようとする試みである。

吐魯番北涼文書の中には, 表面を使用し, 文書としての効力を失った後にその背面を二次利用して最終的に廃棄されたものがあり, この両面利用文書について, 動態的・機能的分析をおこなった。その結果, 重大事案や個人的な事情が介在する場合を除いて, 文書はほぼ10年未満で廃棄され, その最終的な廃棄地点は官府であること, 一次文書と二次文書のあいだには宛所や作成官府・業務内容などの点で共通しているものも多く, しかも官府・事案ごとにまとまって, 同じ墓葬から出土していることを明らかにした。さらにここから, 副葬品の素材となる紙文書の主な供給源は官府であるとの結論を導き出した。

つぎに埋葬品としての文書のあり方に着目し, その機能から埋納することを目的とした文書と, 墓主の紙鞋や紙帽などの副葬品として加工された反故紙の文書に分類し, それぞれの文書の種類, 埋納状況を分析した。これらを文書もしくは副葬品としてみた場合, その役割や機能が異なっており, 特に副葬品として再利用された紙文書は, その多くは官府で使用されて廃棄された反故文書を使用し, 裁断・彩色するなどあくまで単なる素材として認識されていたことを明らかにした。こうした副葬品を製作する場として, 当時の明器の生産状況から, 埋葬品を専門に製作する専門業者が存在した可能性を示し, 文書の内容と被葬者およびその血縁者との直接的関係を認めようとする従来の見解に対して, 再検討する必要性を提示した。

キーワード：吐魯番文書, 北涼, 一次利用, 二次利用, 保存と廃棄

(2008年9月16日論文受理, 2008年11月7日採録決定 『都市文化研究』編集委員会)

### はじめに

室山 留美子

墓誌や竹簡なども含めた出土文字資料研究全体における近年の一つの動向として, 書写(刻字)された文字の示す内容だけにとらわれず, 古文書学的視点や, あるいは文物資料そのものとしての形態や出土状況といった考古学的アプローチから, 文字資料全体を捉え直す必要性が指摘されている<sup>1)</sup>。だが, 西晋から唐代の墓葬から出土した一群の吐魯番文書については, これまで精度の高い研究が蓄積されてきたことは周知の通りであるが, その発掘調査類の不備から出土状況自体の情報がほとんど得られず, こうした視点からの考察はもとより困難を伴っていた。

しかし近年には新疆博物館考古部・新疆文物考古研

究所によって, 過去の調査報告が再度詳細な形でまとめ直され, 吐魯番文書をその出土状況とともに総合的に考察できる状況がある程度整いつつある<sup>2)</sup>。日本においても荒川正晴・關尾史郎氏らが, 文書の形状および出土状況について詳細な調査を行い, 古文書学的視点からも再検証を試みている<sup>3)</sup>。また, 最近では『新獲吐魯番出土文書』(中華書局, 2008年)が刊行され, そこには新出の吐魯番出土文書が多数収録されており, 注目に値するものである。

本稿は, このような文書資料研究の視点に立ち, 吐魯番北涼文書に見られる両面利用文書と, 文書の埋納過程を手がかりとして, 公文書の具体的な流れを捉えようとするものである。

周知のように吐魯番文書は, 副葬品として再利用さ

れ墓葬内に埋納されたために、公文書類の現物までもが現代まで残存したという特殊な性格を持つが、これら一群の文書類のなかには、表側だけでなく裏側も利用されているケースが多く見られる。すなわちこの両面利用文書は、表が文書として使われ、その効力・機能が失効したのちに裏面が二次利用され、さらにそれも文書としての効力を失った後、廃棄されて、最終的には墓葬内の埋葬品として利用されたことを示す。とすれば、このような両面利用文書を検討することから、北涼時期における文書の作成・保存・廃棄という一連の流れをみるのが可能であろう。また、最終的に文書が墓に埋納されたという事実は、それまで現実の世界で再利用されながら様々な役割を担っていたと考えられる文書が、ある意味において最終地点に達し、そこからさらに異なる用途に変化したことを示すのであり、公文書の最終的廃棄の場として、墓主と文書の関係をいまいちど検証する必要がある。

具体的作業としては、まず室山・穴澤が共同して、出土整理番号順に編纂されていた吐魯番北涼文書（『吐魯番出土文書』文物出版社、1981年）を、両面利用を明確にするために再整理し、データ化を行った（その成果は表1に一部を編集して抜粋）。その成果を踏まえ、文書の機能的性格が明確に変化する、墓に埋納された時点で区切り、穴澤が現実世界での文書の動きを（第1部）、つづいて室山が個人の墓に埋納されるまでの過程について（第2部）、それぞれが分析と考察を行った。

本稿は初歩的な考察に留まるものであるが、先生方のご教示を得られれば幸いである。

## 第1部 吐魯番北涼文書の流れと廃棄の形態

穴澤 彰子

吐魯番文書群は、副葬品への加工前は多くは公文書として用いられていたものである。従来の研究においては、文書中の文言に着目し、当該地域・時代の政治状況や国際関係を解明したもの、さらには土地制度・租佃関係など社会経済史や軍事制度、官僚制度など制度史の観点から文書にアプローチした研究が多く、文書そのものの形式や動態的側面に視野を当てた文書研究は、1980年代以前には未だ少ない状態であった。

1980年代以降、日本・中国においても文書それ自体を分析しようという傾向があらわれた。祝総斌氏は、吐魯番文書のうち高昌文書の文書形式や文書用語について、詳細な分析を行った<sup>4)</sup>。また中村圭爾氏は、吐魯番出土文書中の「敕」・「教」・「符」・「啓」・「辞」などの文書に検討を加え、北涼文書中に中原王朝である東晋・劉宋の影響を見出し、さらにこれらの文書形式が後の高昌

文書や北朝の文書にも影響を及ぼした可能性を示唆する<sup>5)</sup>。一方、關尾史郎氏は、吐魯番文書の署名や文書形式に着目し、また文書と被葬者との係わりを分析し、そこから王権や社会関係のありようまでを解明した<sup>6)</sup>。

しかし、これらの研究においては依然として、文書が一旦作成され、一定期間保存された後、また再利用され、その後廃棄されて最後には埋納されるという、文書の利用過程にまで立ちいたった動態的研究の成果は出されていない。

そこで第1部では、前掲の諸先学の成果を受け継ぎつつ、表1「表裏文書表」を主に用い、吐魯番文書のうち、北涼時代の両面が使われた文書の表裏を分析し、文書の作成・移動・保存、そして廃棄という動態的側面を明らかにすることとした。

ただし吐魯番文書の分析においては、その残存状況から、時期・表裏の確定には非常に困難を伴う。表裏については、現在のところ『吐魯番出土文書』・『新獲吐魯番出土文書』や発掘報告書において一応の判断が示されている。しかしながら、実物について未見であること・写真版の不鮮明さ・文書内容の少なさ・残存文書が破片状であることなどの障害等から、文書の正確な作成年代は不明であり、『吐魯番出土文書』・『新獲吐魯番出土文書』等の表裏ついて、現時点ではすべてを確認することはできなかった。したがって、表裏が確定できるものについては、その表記を「表文書」「裏文書」とし、未確定のものについては「片面(方)」「もう片面(方)」等とする。

### 1 表裏が使われた文書の分析 —公文書の流れ—

吐魯番文書の表裏は、機能からおおよそ次の4つに分けられる。A：両面が「情報伝達の文書」（差出人から宛所へ何らかの情報が伝えられる文書）として機能したもの、B：片面が「情報伝達の文書」と片面が帳面や戸籍などの「情報を保存する文書」（戸籍・簿・帳など情報を記憶するために作成される文書）、C：片面が公文書として機能し、もう片面は草稿などの文書、D：片面が公文書、もう片面が私文書、である。以下それぞれ分析に移りたい。なお吐魯番文書には実文書）実際に情報を伝達したり、帳簿・戸籍等のように情報を保存する文書）・草稿等が混在する。ここでは実文書としての条件を署名・勾勒・文中の著しい塗り潰し・訂正の有無等とし、総合的に勘案し表1に掲載した<sup>7)</sup>。

#### A 両面が「情報伝達の文書」として機能したもの

両面が「情報伝達の文書」として機能したものについては、以下の表裏文書を考察の対象とする。すなわち表1の表番号3, 7, 12, 15, 16, 18, 26, 32, 41, 49, 56である。

そのうち、官府間で各々一次・二次利用されるが、

異なる官庁によって表裏が作成されているのが、以下の3・12・15・18・32である。

3は、両面がインディゴ系染料を使って書かれた藍書である<sup>8)</sup>。片面の文書は、官馬亡失の賠償についての「辞」に対する、命令の官庁間の文書である。文中に「…□馬一匹付兵王冬思…」という軍事に関わる内容から、差出官庁は兵曹であり、郡太守に宛てられた。もう片面は、確定はできないが、「内蔵吏」が出現することから、財政関係部署と係わりがある可能性がある。12については、片面は兵曹が高昌太守にあてて差し出した文書で、兵曹が人員の変更を申し出て、「諾」と書され、申し出は承認されている。一方の片面は、功曹書佐の署名から、高昌郡が田地県に「符」を下して孫孜を孝廉に任じるよう命令した文書である。15は、片面は兵曹から高昌太守へと宛てられたものである。もう片面は内学司成が発行主体となっている<sup>9)</sup>。その他、異なる官庁間で一次・二次と作成されているのは32の事例である。18も同じく異なる官庁間で一次・二次と作成されているが、文書の作成者は同一人物<sup>10)</sup>という特異な例である。片面は酒吏馬受が高昌太守に対し管理下の酒を出したことへの事後承諾を願い出る上行文書(条呈)である<sup>11)</sup>。もう片面は縁禾6年(437)に同じく馬受が祠吏として高昌太守に請願を行ったことへ承諾を与える文書である。

逆に、一次利用・二次利用ともに同じ官庁で行われる場合もある。洋海1号台地4号墓出土の、片面が関連内容を構成する「北涼高昌郡高寧県差役文書」群がそのひとつである。これは盗賊取り締まりの役に向ける人員と日数、交替について県賊曹が県に承認を求めるもの、またはその役の上で失態を犯した際の始末書である。これらの文書群の片面は県賊曹によるもので、そのうち56は「差役文書」として同種の文書に使用されたり、また49はその就役者の組の割り振りに使われている。

それでは、別の一例も挙げてみる。片面の利用は官府、もう一方の片面の利用は民のケースである。26は、片面は兵曹が「事諾奉行」(事が「諾」であればそのように取りはからいます)として、幢校を処罰するのを高昌太守に承諾を求める文書である。もう片面の文書は、劉□明が上へ言上する「啓」の上行文書で、内容は馬とその飼料についてである。宛所は、「啓」の文書様式から高昌太守である<sup>12)</sup>。ちなみに同墓から兵曹関係文書、馬関係の徭役免除請願文書が出土し、また兵曹と馬関係文書は係わりが深い<sup>13)</sup>。従って「(賜)教付曹」と文中にあり、太守から別文書の「教」で「付曹」されるのは兵曹であろう。同様の例が、41の片面の文書が県賊曹関連の「北涼高昌郡高寧県差役文書」、もう片面が同じく県賊曹への「辞」がある。この両ケースでは、表裏の文書作成者は異なるが、裏と表で同一官府において行われる業務内容という関連性を持っている。

7の表裏はいずれも「辞」形式の上行文書であり<sup>14)</sup>、残存状態が悪く詳細は不明だが、おそらくはどちらも民から高昌太守への上行文書である。

また16の表裏文書について、片面は冤罪を訴えるため左僧から上呈された文書である。もう片面は、文書中に校曹書佐の名もあり、官府で作成されたものであろう。以上のことから、この表裏の文書は民が一次、官府が二次に利用したと考えられる。

以上、サンプル数は少ないが、両面が「情報伝達の文書」では官府相互、民から官府へと様々なパターンを持つものの、表裏が内容など関連性を持っているケースが多い。そしてその多くは官府からの廃棄であることが明らかとなった。

## B 「情報を伝達する文書」と「情報を保存する文書」

次に「情報を伝達する文書」と帳面や戸籍など「情報を保存する文書」を表裏にもつ文書<sup>15)</sup>の流れを分析していく。5, 6, 10, 19・22・50がその例である。

5は、表文書は上行文書の「啓」であるが、裏文書は酒に関する帳として使われていた。6は民からの上行文書の「辞」とされる文書であり、裏面は家口籍として使用されていた。50の例は片面が県賊曹で作成され、もう片面は戸籍になっている。10は真興年間に、宗教関係者<sup>16)</sup>の「道人」が貧窮と援助を官府に訴えた「辞」と推定される文書である。道人および財政担当部署の「戸曹」張万の署名、「可」が存在し、他方裏文書は塗り潰し・書き直しが多く、麦・フェルト織物の出納帳として使われ、これらの物品を担当する戸曹で使用されたと推定でき<sup>17)</sup>、同一官府内で一次・二次利用されていた。

次に兵曹関連文書の19, 22の検討に入りたい。19の表文書は義和3年(433)に作成され、屯田の将校である「幢」趙震の上言であり兵曹が宛所となる。裏文書は兵士の使用武器別の名籍である。22は、表面は、兵曹が屯田兵を派遣するよう八幢に命令を下す許可を高昌太守に求める上行文書であり、裏面は養馬割り当ての帳面である。馬関係文書のため、やはり兵曹作成の可能性が強い<sup>18)</sup>。

以上いずれも、民から官府への、もしくは官府が作成した一次文書が、帳・籍に二次利用される形で情報の保存に使われていた。一次文書の作成もしくは提出先、関係官庁が引き続いて二次利用して帳面の作成を行っている場合もあり、異なる場合も業務内容など関連する場合もある。

## C 「情報を伝達する文書」と草稿

ここでは、動く文書すなわち「情報を伝達する文書」と、情報を発信する以前の文書である草稿がそれぞれの面に記されている文書について考察してみたい。これら

の条件に該当するものが4, 8, 11, 20, 21の表裏文書である。

4について、片面の「北涼玄始十二年失官馬責賠償文書二」は、Aで考察した表1-3の「北涼玄始十二年失官馬責賠償文書一」とおなじく、官馬を亡失した兵曹主簿から財政的措置をとるよう太守または府将に請願しており、本文中には財帛吏樊照の人名が登場する。その片面の本文中には、財帛吏李□や酒吏、□蔵吏など、こちらも財政担当官府に係わりのある官人が出現しており、担当業務の点で共通項をもっている。ただし、後者は塗り潰し、書き足しの箇所が多く、草稿であると考えられる。

8は表裏ともに翟彊という人物がものした文書である。内容も共通しており、翟彊が冤罪を高昌太守に訴える文書である。片面は上行文書「啓」で正式な書面と推定できる。もう片面は塗り潰し、書き加えが多く草稿であろう。また同墓から一枚物の翟彊関係の文書が多数出土しており、そのうち「翟彊辞為受賂事」の内容は「翟彊殘啓」との関連が強いが、書き込みが多く草稿の可能性も排除できない。正式書面・草稿・他の関連文書がまともに出土した形態から、ともに高昌太守に提出されたとも考えられるが、このことについては第2節にて述べたい。

20, 21の表裏文書はいずれも兵曹において一次利用され、草稿として二次利用されたものである。20の表裏文書については、片面「兵曹行罰兵士張宗受等文書」は、兵曹が逃亡兵士の処罰を上申してきたことに対し、高昌太守に判断を求める文書である。もう片面は、員崇という人物が眼病を理由に、屯田の兵役免除を太守に願い出る「辞」であるが、ただし、筆跡から草稿である可能性が残されている。21の表裏文書については、片面は20「兵曹行罰兵士張宗受等文書」と同じく兵曹が高昌太守の判断を仰ぐ上行文書である。一方の片面は、乗馬の分配に関する文書で、文中には書き加え、丸囲みなどが多々見られ草稿もしくは覚え書きの性格を持ち、馬に関する業務内容から、やはり兵曹の手になるものであろう。20は、差出人は異なるが、兵曹の業務についての内容という点では共通項を持つ。

11について、片面は抄目、つまり公文書の内容を要約して列記した文書である。馬の徭役に関連して、承直についての申し出、馬子役の交替請願という内容を条記する。一方の片面は、表文書の馬子役の交替を中央に許可を求める上行文書である。書き足しが2箇所あり草稿の可能性が高い。この表裏文書も馬徭役担当の兵曹が双方作成していると思われる。

#### D 片面が公文書・片面が私文書

吐魯番北涼文書は、表裏文書の場合、表裏共に公文書

がほとんどで、私文書の数は僅かである（随葬衣物疏は除く）。しかし少ないながらも、公文書の廃棄に係わる問題であるので分析しておきたい。以下25, 33, 34がその実例であり、片面はすべて私文書の券（借用書）である。

25は、片面が食麦の支給請願について祠吏翟某が上呈した上行文書「呈」である。官府で一次文書として利用されたものが、もう片面では、阿皆が翟阿富に借金をした際の借用書である「券」の草稿になっている。33は、片面が公文書として名籍、もう片面は民間で券として利用された。34の文書の事例は、前二者が副葬品の材料として用いられたのに比して、文書それ自体が埋納物となっている<sup>19)</sup>。34は、片面は翟定を西部平水事に任命したいという功曹書佐による上奏文<sup>20)</sup>、もう片面は翟紹遠が阿奴に錦を貸与した際の借用書であり、借用書を主体として埋められたのであろう。表裏ともに翟姓の人物であり、文書の埋納形態から、墓主と文書に何らかのつながりがあると考えられる。なおこの翟紹遠はカラホージャ99号文書では「北涼承平八年翟紹遠買奴婢文書」「義熙五年道人弘度拳錦券」にもその名がみられ、奴婢を買得し、錦を貸すなど、潤沢な経済背景をもつ有力者であった<sup>21)</sup>。

以上Dを除いて、これらの表裏が使用された公文書は、ほぼ官府の側からの廃棄である。これらの文書は様々な差出人・宛所を持つが、表裏の内容の関連性は高い。例えば、官馬亡失に対する財政的措置を要請する「北涼玄始十二年失官馬責賠償文書一・二」を片面に、財政官府の実文書及び草稿をもう片面に持つ3・4もその例である。その他、片面が官府作成の文書で、もう片面が民からの辞で、20（曹から高昌太守と民から高昌太守）・26（兵曹から高昌太守と民から高昌太守）・41（高昌郡高寧県賊曹作成と民から県賊曹）等のように、表裏の作成者は異なるが、業務の内容や人物など共通点を持っているものがある。また11のように両面が兵曹から高昌太守へ出された文書や、兵曹で作成されて高昌太守に出され、その後兵曹関係の帳となった19・22も表裏の業務内容の関連性が強い。さらに両面が高寧県賊曹作成の56の「高昌郡高寧県作成の高昌郡高寧県差役文書」のように、一次文書と二次文書も作成者が同じで、また宛所や内容に共通点を持っているケースもままある。ただし、これらの事例の多くにおいて、一次文書の宛所と二次文書の作成者との乖離がみられる。このことは一次・二次文書の保存と廃棄のあり方と関わっていると考えられ、これらの具体的様相を明らかにすることが必要であろう。節を改めることとしたい。

## 2 文書の保存形態と廃棄の過程

文書の保存とその期間については当該時代のまと

まった資料は無い。唐代を参考にすると、公文書には永久保存すべき文書と一定の年限の後廃棄される文書に区別され、『唐令拾遺補』<sup>22)</sup>所収の開元二十五年令（『慶元条法事類』巻17・文書門2・架閣所引）には「諸制書・重害文書・祥瑞・解官・婚田・市估・獄案」の類は永久保存するように規定されている。保存期間に年限のある文書については3年に1度廃棄する規定となっており（『唐律疏義』賊盜3・盜制書の条「…疏義曰、即盜應除文案者、依令。文案不須常留者、每三年一揀除…」）、開元二十五年令（同）では10年保存だが、節目として3年1度に検閲がおこなわれていることが記される（「非応長留者、留十年、每参年一檢簡、申監司、差官覆訖除之」）。文書が施行され失効した後、印を押すべき文書には検査の後に印が押され、曆に書き置き、月末に庫に納められた（『唐六典』巻1・三師三公尚書都省・尚書省・左右司郎中員外郎の条「凡文案既成、勾司行朱訖、皆書其上端記年月日納諸庫。凡施行公文、應印者、監印之官、考其事目、無或差繆、然後印之、必書於曆、每月終納諸庫」）。そして文書は保存のため貼り継がれて案が作成される<sup>23)</sup>。例えば州の保管庫であれば、司戸や司兵等複数の部局から案が集められ、1箇所に保管された<sup>24)</sup>のであった。

吐魯番文書でも、文書が貼り継がれた案が作成されたと思しき事例が存在する。洋海1号台地4号墓の一方は「北涼高昌郡高寧県差役文書」、片面は「義和三年文書為保辜事」の場合、前者は複数件の文書の集まりだが、後者は1件の文書となっている。裏返しの方法がすべて左右なので、前者が貼り継がれて保存されていることを示す。おそらく貼り継がれた1枚の紙に後者が書かれたのであろう<sup>25)</sup>。ただし、その案がどのように保存されたのか、詳細は不明である。

#### 吐魯番文書の保存期間

表2「表裏文書の時間差」、表3「随葬衣物疏との時間差」、表4「同墓の最古文書と最新文書の時間差」を通じて、実際の保存から廃棄に至るまでの時間を考察する。一次文書の保存期間については、表2を参考してみると、①の19年弱・⑤の41年弱という長期にわたるものとそれ以外の10年以下に大別される。また表3では同墓に納められている先妻・後妻の随葬衣物疏と紀年文書の時間差を検討した。この双方の随葬衣物疏の埋葬時点を基準として、一次文書の保存期間はおよそ10年未満、もしくは約15～17年になる。二次文書では事例が一例にすぎないが、④は1年強になっている。参考ではあるが、北涼と並列して存在していた西涼政権時期の随葬衣物疏と紀年文書とのそれは、半年～3年強である<sup>26)</sup>。さらに表4において、アスターナ59号墓では、すべて一次文書の保存の例で時間差は約24年、約4年、

約3年・約1年である。カラホージャ91号墓では33年強、19年弱、16年弱、約8年であり<sup>27)</sup>、二次文書の事例では5年強のものも存在した。洋海1号台地4号墓では、1年未満と49年強という極端な違いが見いだせた。

さて、表1-11の場合は表文書の抄目の内容を、裏文書において承認のための上行文書の草稿が作成されているが、表と裏の時間差はこの場合はほとんど無い。表2の表裏文書から見た場合、①・⑤以外の3例については、一次文書保存期間は10年未満である。表3からは2種類の異なる数値がでていますが、限定可能な⑤のケースでは10年未満である。おそらく①から④は、真興7年の埋葬の際に使われたものが多いと考えられる。表4においても、15例中10例が10年未満の保存期間であると推定可能である。これらの文書は民事案件の訴状、徭役・兵役などの事務処理や比較的軽微な処罰文書、新規に作成されれば廃棄される帳面・籍帳などが大半を占めており、大多数の文書は10年未満で廃棄されるのであろう。

しかし表2においては41年弱、表4においては、最新文書と最古の文書の時間差が、49年強、約24年、33年強、19年弱という異常に長期のものがある<sup>28)</sup>。そのうち49年強の保存期間をもつ「前秦建元二十年三月高昌郡高寧県都郷安邑里籍」の裏面は『論語』の写本に使われた。戸籍は新たに編纂されると、古いものは廃棄される。また当時の書籍は写本で貴重な存在であり、長期の保存が期待されていたと考えられる。従って「前秦建元二十年三月高昌郡高寧県都郷安邑里籍」とその裏文書『論語』の写本（表1では文書番号36・37）については、戸籍としては早い段階で廃棄され、写本として49年間のうち長期に保存されたと考えられる。33年強の「西涼建初四年秀才对策文」、41年弱という「西涼建初二年功曹書佐左謙奏為以散翟定□補西部平水事」は、任用試験や任免など官僚身分にかかわる重大案件という理由もあって、西涼政権の文書であるにもかかわらず長期保存されたのではなかろうか<sup>29)</sup>。ただし後者は前節のCで述べたように、文書そのものが副葬品であり、墓主との係わりがある可能性が強い。従って裏文書の「北涼承平五年道人法安弟阿奴拳錦券」が書かれる以前に、廃棄されて、個人の手に残っていた可能性も否定できない。19年弱にも保存期間が及ぶ「北涼玄始十一年馬受呈為出酒事」は馬受という同一人物が書いたものであり、この長期にわたる文書の保存には馬受という個人が深くかかわっていたとも考えられる。以上から文書と個人の関係が特殊な場合、文書が重要案件の場合、長い保存期間になるのではなかろうか。

以上、官僚任用などの重大案件や個人的事情が文書作成と保存に関わる事例を除けば、吐魯番文書の保存期間は多くは10年未満であり、これには文書が重大案件ではないこととかかわりがあると考えられる。そしてそ

れ故にこそ副葬品の材料として放出されたのであろう。

### 吐魯番文書の廃棄の形態 —墓ごとの特徴から—

第1節でも簡単に触れたが、吐魯番文書の出土情況は墓ごとに様々な傾向をもつ。表1を通じ、その傾向を明らかにして文書の廃棄の具体的様相を把握していきたい。

カラホージャ 382号墓は、水官文書や冤罪を訴える啓の多さを特徴とする。洋海1号台地4号墓は、とりわけ片面が「北涼高昌郡高寧県差役文書」、そしてそのもう片面が「義和三年文書為保辜事」となる文書の多さが目立つ。また他の文書も県賊曹関係文書が多い。

アスターナ 59号墓は翟定という個人の文書が3件あること、財政官府関係の文書が多いという特徴をもっている。第1節でも分析したように「北涼玄始十二年失官馬賁賠文書一・二」はともに兵曹から府将または太守に出されており、内容は官馬亡失に対して、何らかの財政的措置を要請している。もう片面も財政関係官府が作成した実文書および草稿である。また酒・酒吏関連関係の文書や帳、家口籍、穀物の帳面も多く含まれている。実文書に関しては兵曹から太守へと宛てられているものの、案件・官府ごとに比較的まとめて出土している形態から、その兵曹から太守へと宛てられた文書は、一次文書としては失効した後、その内容・案件毎に財政担当の官府の「案」として整理・保存された可能性が高い。そして数年後同官府で二次利用して保存期間が過ぎるとまとめて副葬品の材料として廃棄したものであろう。

アスターナ 62号墓の特徴は、合計7件の翟彊が冤罪を訴える辞・啓とその草稿の多さに見える。また同墓出土の「韓暖等名籍」・「鬮媚興等名籍」中の人物は、辞・啓の両方の文書にその名がみられ、互いに係わりがある。さらに草稿と実文書が混在している。実文書・草稿・その他の関係文書が多くまとめて出土していること、そのうち「韓暖等名籍」が二次利用されていることから、すべて太守側に提出され、廃棄されたのであろう<sup>30</sup>。韓暖等名籍の裏面は辞として二次利用され、こちらの辞は名籍とは係わりがないとされており<sup>31</sup>、名籍が一旦廃棄されて、再び反故紙が辞として提出された後、再び翟彊関係文書として再整理されたのち廃棄されたと考えられる余地もある。逆に係わりがあれば、墓主が翟彊文書と個人的な関係があることも否定できない。

カラホージャ 96号墓については、兵曹関係が多いことがあげられる。「北涼玄始十二年兵曹牒為補代差佃守代事」をはじめ、兵曹関係の役関係文書、すなわち郭氏生のかわりに王弘顕を馬子役に補任する一連の実文書と草稿、「兵曹属為代王明張賞入員事」、「兵曹白為胡愍生永除田役事文書」がある。また都郷畜夫徵發関係の文書も比較的多い。カラホージャ 91号墓についても兵曹

関係文書が目立ち、さらその特徴は文書の表裏にまで及んでいる。片面が名籍であるものも兵曹関係の事項が多い。そして特に注目できるのが役免除請願文書である。それらは表1-20・26・27の片方の文書である。これらの片面の「辞」、「啓」は民から高昌太守に提出された上行文書であるが、民からのもう片面は兵曹が関わる文書である。『吐魯番出土文書』の表裏の判断が正しいとすれば、兵曹が廃棄した後、行申文書として高昌太守へあがってくることとなる。ただし内容は表裏ともに兵曹関連の内容であり、民の上行文書作成に兵曹がかかわっている可能性も棄てきれない。

同様に、前節で浮上した文書番号3・19・22・41、「高昌高寧県差役文書」等での一次文書の宛所と、二次文書の差出人、もしくは保存場所との乖離の問題についても、このような業務内容や関連部署ごとにまとまって出土する傾向を持つ形態から、文書の内容や関連する官府ごとに整理されている可能性もある。そして民から提出された辞・啓の内容と、そのもう一方の面の文書の官府の業務内容が関連性を持つことから、特に兵役・徭役が関わっている場合、(文書番号20・26・41等)、想像の域を超えないが、民からの上行文書である辞の作成には担当官府から給紙されるなどの両者の間に関わりがあったのではなかろうか。

## 小 結

以上、第1部では吐魯番文書の動態的分析、すなわち、前半部では主として表裏文書の動きを分析した。一次文書と二次文書の間には、宛所や作成官府などの点で共通しているものも多く、吐魯番出土文書の最終的な廃棄地点はそのほとんどが官府からであり、しかも、官府ごと、その中でも案件ごとにまとめて出土していることが多いことを明らかにした。この公文書がほとんどで、私文書が極端に少ない出土形態は、材料の主な供給元が官府であることを示唆している。

文書の保存方法については、中原地域と同じく紙を貼り継いで保存したと思われるものもあり、また国家の重要な官吏の任命・官吏採用試験に関する文書の一部は、数十年にわたって保存されており、北涼政権においても長期保存の文書とそれ以外の文書に区別する基準がすでに成立していた可能性がある。一方、長期保存対象外の文書の中には、時を置かずして二次利用・廃棄に回されているものも多く、これにはトルファン地域の紙の絶対的な不足という事情が絡んでいるのであろう。ただ、一枚物の草稿、もしくは正式書面における表裏使用など、紙の使用方法には様々なケースがあり、それらには如何なる区別があったのか、今後の検討課題である。

また、本文中に辞など民からの上行文書の場合、役所での反故を提供した余地もあったが、文章は誰がものしたのか。徭役につく人々が文字を書き、文章を作成できたのか、それとも、官衙などの官吏が代理で作成

したのか。文書作成能力という情報手段を通じての民衆との関わり合いなど社会史からのアプローチも必要であると考えられる。

表1 表裏文書表

No	文書名(『吐魯番出土文書』文物出版社, 1981年), 『新獲吐魯番出土文書』(中華書局, 2008年)による)	出土文書番号	年代(西暦)「」内は資料上に記載される年代, 《》は同墓・またはもう片面の文書, 王素『吐魯番出土高昌文獻編年』(新文豐華出版公司, 1997年)からの推定	文書の種類・文言(『』は資料内の文言)	差出元→宛所(？は推定)	実文書・原稿の可能性(？は推定)	裏返し方法	備考(？は推定)
アスターナ 59号墓								
1	古写本『毛詩閏雅序』	66TAM59:4/1(a)	《東晋(317~420)》	古写本		実文書	上下	紙墨書
	北涼玄始十二年翟定辞为雇人耕床事	66TAM59:4/1(b)	「玄始十二年七月廿二日」(423)	辞	翟定→官府	実文書		藍書
2	西涼嘉興四年残文書(西涼博士残文書)	66TAN59:4/4-2(a)	「嘉□(興)四年」(420)		博士?→?	実文書	左右	署名
	文書残片(西涼孫□上言文書)	66TAN59:4/4-2(b)	「十一日」《嘉□(興)四年(420)》後		孫→官府?			
	北涼玄始十二年失官馬賁賠文書一	66TAM59:4/2-4(a)	「玄始十二年二月九日」(423)		兵曹主簿→太守または府將	実文書	左右	藍書・署名あり
3	残文書一	66TAM59:4/2-4(b)	《玄始12年2月9日(423)後》	「諾班」	戸曹?→不明			藍書 内蔵吏李・李趙の名あり。前者は表文書にもあり
	北涼玄始十二年失官馬賁賠文書二	66TAM59:4/2-1(a)等	「玄始十二年二月九日」(423)	「白」・「認識奉行」	兵曹主簿→太守または府將	実文書	左右	署名あり 藍書 財帛吏樊照の名あり
4	北涼文書残稿	66TAM59:4/2-1(b)等	《玄始12年2月9日(423)後》		戸曹?	原稿?		塗り潰しあり 藍書 蔵吏・酒吏・□吏樊澤・趙宗, 財帛吏李もあり
5	残改	66TAM59:4/4-1(a)	《緑禾4年(435)前》	「謹啓」	?→高昌太守?	実文書?	左右	
	翟涇條述酒帳	66TAM59:4/4-1(b)	《緑禾4年(435)前》	帳				酒に関する帳
	残辞二	66TAM59:4/7(a)	《緑禾4年(435)前》	辞	民→高昌太守	実文書?	上下	
6	昌居等家口残籍	66TAM59:4/7(b)	《緑禾4年(435)前》	籍		実文書?		二行目文字上に朱の縦線あり
7	残辞一	66TAM59:4/9(a)	《緑禾4年前(435)》	「謹辞」	民→高昌太守	実文書?	左右	藍書
	願残辞	66TAM59:4/9(b)	《緑禾4年(435)前》	「謹辞以聞」	民→高昌太守	実文書?		
アスターナ 62号墓								
8	翟彊辞为征行逋亡事	62TAM62:6/3(b)	《緑禾5年6月23日(436)前》	辞, 「謹辞」	翟彊→高昌太守	原稿?	左右	塗り潰しあり
	翟彊残啓	62TAM62:6/3(a)	《緑禾5年6月23日(436)前》	啓	翟彊→高昌太守	実文書?		
	関連文書 その他翟彊に関する一枚物の辞5点		《緑禾5年6月23日(436)前》	啓・辞	翟彊→高昌太守			そのうち3点書き加えあり
9	韓暖等名籍	62TAM62:6/6(a)	《緑禾5年6月23日(436)前》	名籍			左右	翟彊の辞中の令狐国・韓□あり
	某人残辞	62TAM62:6/6(b)	《緑禾5年6月23日(436)前》	辞				表面とは関係なし
カラホージャ 96号墓								
10	北涼真興某年道人徳受辞	75TKM96:33(a),29(a)	「真興」「正月十五日」(419~424)	辞	道人徳受→高昌太守	実文書	左右	藍書・可の批書(黒)あり 道人徳受・戸曹帳万・道允道人法□の署名あり
	北涼真興六年出麥帳	75TKM96:33(b),29(b)	「真興六年四月十八日」(424)	帳				塗り潰し, 倒写
	伊烏等殘帳	75TKM96:33(b),29(b)	不明	帳				
	兵曹注録承直補馬子等事抄目	75TKM96:44(a)	《義和3年(433)前後》	抄目	兵曹	実文書	上下	
11	兵曹属为補代馬子郭氏生事	75TKM96:44(b)	《義和3年(433)前後》		兵曹→高昌太守	原稿?		行間書き加えあり 表文書の内容を上行文書にする
	関連文書 兵曹補代馬子郭氏生事	75TKM96:45(a)	《義和3年(433)前後》		兵曹→高昌太守			藍書 「諾」や署名あり
12	兵曹属为以王明代張賃入員事	75TKM96:31(a)	《義和3年(433)前後》		兵曹→高昌太守	実文書	上下	「諾」や署名あり
	高昌郡功曹下田地縣符以孫孜補孝廉事	75TKM96:31(b)	《龍興前(438~440)》	符	高昌郡功曹→田地縣	実文書		署名あり
13	中部督郵殘文書	75TKM96:43(a)	《龍興前(438~440)》			実文書?	上下	
	樊謚等名籍	75TKM96:43(b)	《龍興前(438~440)》	名籍				
14	都郷耆夫被符徵發役作文書一	75TKM96:47(a)	《龍興前(438~440)》				左右	
	催遣部伍殘文書	75TKM96:47(b)	《龍興前(438~440)》					
	関連文書 同墓に都郷耆夫被符徵發役作文書二, 都郷殘辞あり		《龍興前(438~440)》					
アスターナ 382号墓								
15	真興七年兵曹差直歩許奴文書	79TAM382:3	「真興七年正月二十日(425)」	「事諾奉行」	軍府長史→高昌太守	実文書	左右	署名あり 勾勒あり?
	差刈首菑文書	79TAM382:4	《(真興7年)4月26日前後》	「事諾付曹存記奉行」・「白」	内学司成→涼王	実文書		署名あり 勾勒(藍書)あり
16	为婦被奪事呈辞	79TAM382:7	《緑禾10年3月1日前(441)》	辞	左僧→高昌太守	実文書	上下	
	緑禾十年残文書	79TAM382:8	「緑禾十年三月」			実文書		署名あり
	緑禾十年功曹改動行水官文書	79TAM382:9	「緑禾十年三月一日(441)」	「事諾約敕奉行」	功曹史?→涼王	実文書	左右	署名あり 書き直し1箇所あり
17	獄囚阿拏啓	79TAM382:10	《緑禾10年3月1日後の「正月七日」》	啓	阿拏→高昌太守	実文書		
	関連文書 同墓には他に一枚物の水官文書あり							

吐魯番北涼文書の作成、保存、再利用、廃棄、埋納過程に関する一考察（室山・穴澤）

No	文書名（『吐魯番出土文書』文物出版社、1981年）、『新獲吐魯番出土文書』（中華書局、2008年）による）	出土文書番号	年代（西暦）「」内は資料上に記載される年代、《》は同墓・またはもう片面の文書、王素『吐魯番出土高昌文獻編年』（新文豐華出版公司、1997年）からの推定	文書の種類・文言（「」は資料内の文言）	差出元→宛所（？は推定）	実文書・原稿の可能性（？は推定）	裏返し方法	備考（？は推定）
カラホージャ91号墓								
18	北涼玄始十一年馬受條為出酒事	75TKM91:18(a)	「玄始十一年一月五日」（422）	条呈	酒史馬受→高昌太守	実文書	上下	勾勒あり 一部藍書・朱書あり
	建平五年祠口馬受屬	75TKM91:18(b)	「建平五年七月廿一」日（441）		祠史馬受→高昌太守	実文書		官僚の署名・「諾」あり
19	北涼義和三年幢趙震上言	75TKM91:41(a)	「義和三年五月廿一日」（433）	「上言」	幢趙震→兵曹？	実文書	左右	「帥」の署名あり
	細射・歩稍等兵人名籍	75TKM91:41(b)	《義和3年5月20日（433）後》	名籍		実文書		
20	兵曹行罰兵士張宗受等文書	75TKM91:28(a)	《義和年間5月22日（431～433）前》		兵層→高昌太守	実文書	上下	勾勒、署名あり 行間への書き足しあり
	北涼義和某年貝崇辭為眼痛請免屯守事	75TKM91:28(b)	「義和□□年五月廿二日」（431～433）	辭	貝崇→高昌太守	原稿？		
21	北涼義和某年兵曹行罰部隕五人文書	75TKM91:29(a)	《義和某年（431～33）》		兵曹→高昌太守	実文書	上下	勾勒、署名あり
	分配乘馬文書	75TKM91:29(b)	《綠禾4年（435）10月後》			原稿？		○囲み、塗り潰しあり
22	兵曹下八幢符為屯兵夜守水事	5TKM91:33(a)34(a)	《義和3年前後（433）》	符	兵曹→高昌太守	実文書	左右	勾勒、署名あり
	建□年按賞配生馬帳	5TKM91:33(b)34(b)	「建□年」《建平年間（437-442）》	帳		実文書		
23	高寧縣上言	75TKM91:36(a)	《義和3年前後》	「上言」	高寧縣→？	実文書	上下	部隕の語あり
	兵曹張預班示為謫所部隕事	75TKM91:36(b)	《義和3年前後》	「白」	兵曹→高昌太守？	実文書？	上下	兵曹文書か？
24	兵曹張預班示為謫所部隕事	75TKM91:37(a)	「綠禾5年（436）五月廿六日」	班示	兵曹→高昌太守？	実文書？	上下	
	殘文書三	75TKM91:37(b)	《建平6年（442）10月前》			実文書？		署名、勾勒あり
25	祠吏翟某呈為食麥事	75TKM91:16(a)	「□月一日」（綠禾5年6月11日前）（436）	呈	祠吏翟某→高昌太守	実文書	上下	署名、藍書、朱の書き込みあり
	北涼綠禾五年翟阿富券草	75TKM91:16(b)	「綠禾五年六月十一日」（436）	（券）草		原稿？		
26	兵曹行罰幢校文書	75TKM91:20(a)	《綠禾6年（437）「四月十四日」》		兵曹→高昌太守	実文書	上下	署名、勾勒あり 塗り潰しあり
	劉□明啟	75TKM91:20(b)	《綠禾6年（437）「十一月廿日」》	啟	劉□明→高昌太守	実文書	上下	
27	殘文書二	75TKM91:38(a)	《建平6（442）年10月前》			実文書	上下	署名、勾勒あり
	某人辭為差脫馬頭事	75TKM91:38(b)	《建平6（442）年10月前》	辭	某人→高昌太守	実文書？		勾勒あり
28	器物帳	75TKM91:15(a)	《建平6（442）年10月前》	帳		実文書	左右	
	文書殘片	75TKM91:15(b)	《建平6（442）年10月前》					「檢」の署名あり
29	阿成等麥酒帳	75TKM91:15(a)	《建平6（442）年10月前》	帳			上下	
	宋紹等名籍	75TKM91:15(b)	《建平6（442）年10月前》	名籍				
30	蔡暉等家口籍	75TKM91:3/1(a)3/2(a)	《建平6（442）年10月前》	家口籍			上下	朱の「除」の署名あり
	北涼缺名隨葬衣物疏	75TKM91:3/1(b)3/2(b)	《建平6（442）年10月前》	隨葬衣物疏				
アスターナ22号墓								
31	殘文書一	64TAM22:21(a)	《（綠禾4年（435）「二月廿七日」後）》	「事語班示」		実文書	左右	勾勒、署名あり
	朱顯弘等種瓜田畝文書	64TAM22:21(b)	《（綠禾4年（435））》	帳？		実文書		
32	橫截縣被符取鹿角文書	64TAM22:20(a)	《（綠禾4年（435））》	「被符」	橫截縣→？	実文書？	上下	塗り潰しあり
	殘文書	64TAM22:20(b)	《（綠禾4年（435））》			実文書		署名あり
33	楊万等名籍	64TAM22:19(a)	《（綠禾4年（435））》	名籍		実文書？	上下	塗り潰しあり
	道人惠善取糞券	64TAM22:19(b)	《（綠禾4年（435））》	券		実文書？		塗り潰しあり
カラホージャ88号墓								
34	西涼建初二年功曹書佐左謙奏為以散翟定□補西部平水事	75TKM88:1(a)	「建初二年九月廿三日」（406）	奏	功曹書佐左謙→高昌太守	実文書		勾勒あり
	北涼承平五年道人法安弟阿奴券錦券	75TKM88:1(b)	「承平五年正月八日」（447）	券		実文書		私文書
アスターナ316号墓								
35	某人買田契	60TAM316:08/1(a)	《（十六国時期）317～439》	契				藍書
	古抄本乘法訣	60TAM316:08/1(b)	《（十六国時期）317～439》	抄本				
洋海1号台地4号墓								
36	前秦建元二十年三月高昌郡高寧縣都鄉安邑里籍	2006TSYIM4:5-1	「建元二十年三月」（384）	籍		実文書	上下	
	古写本論語	2006TSYIM4:5-1 背面	《綠禾2年（433）10月27日前》	古写本		写本		三公治長篇
37	前秦建元二十年三月高昌郡高寧縣都鄉安邑里籍	2006TSYIM4:5-2	「建元二十年三月」（384）	籍		実文書	上下	
	古写本論語	2006TSYIM4:5-2 背面	《綠禾2年（433）10月27日前》	古写本		写本		雍也篇
38	前秦田畝簿	2006TSYIM4:2-5	《建元20年（384）前後》	簿		実文書	左右	朱筆の画記あり
	？	2006TSYIM4:2-5 背面	《綠禾2年（433）10月27日前》					詢の署名あり 墨点で針穴を表示
39	北涼義和三年二月十五日張未興辭	2006TSYIM4:3-1	「義和三年二月十五日」（433）	辭	民→縣？	実文書	左右	本文中に李湾の名あり
	北涼某年三月九日官文書尾	2006TSYIM4:3-1 背面	「三月九日」《綠禾2年（433）10月27日前》			実文書		勾勒あり 校曹書佐養・廷掾・主簿・□史湾の署名あり
40	北涼高昌郡高寧縣差役文書（一）	2006TSYIM4:3-3	《綠禾2年（433）10月27日前》	「白」「謹條」	縣賊曹闕祿→縣	実文書	左右	主簿就の署名あり
	北涼高昌郡高寧縣差役文書（一）	2006TSYIM4:3-3 背面	《綠禾2年（433）10月27日前》			実文書		争・録事の署名あり
41	北涼高昌郡高寧縣差役文書	2006TSYIM4:3-4	《綠禾2年（433）10月27日前》	「謹條次」	縣賊曹闕祿→縣	実文書	上下	
	北涼文書為偷盜賊事	2006TSYIM4:3-4 背面	《綠禾2年（433）10月27日前》	辭	富意？→官府	実文書		賊曹闕連か？
42	北涼高昌郡高寧縣差役文書（三）	2006TSYIM4:3-5	《綠禾2年（433）10月27日前》	「白」「謹條」	縣賊曹闕祿→縣	実文書	左右	主簿就の署名あり
	義和三年文書為保舉事（七）	2006TSYIM4:3-5 背面	「義和三年」（433）			実文書		文中に「李興白」あり
43	北涼高昌郡高寧縣差役文書（四）	2006TSYIM4:3-6	《綠禾2年（433）10月27日前》			実文書	左右	
	北涼某年六月六日官文書尾	2006TSYIM4:3-6 背面	「六月六日」《綠禾2年（433）10月27日前》			実文書		勾勒あり、廷掾・録事の署名あり
44	北涼高昌郡高寧縣差役文書（五）	2006TSYIM4:3-7	《綠禾2年（433）10月27日前》			実文書	左右	
	義和三年文書為保舉事（六）	2006TSYIM4:3-7 背面	「義和三年」（433）	「…請如辭…」 「…諾奉行…」		実文書		
45	北涼高昌郡高寧縣差役文書（六）	2006TSYIM4:3-8	《綠禾2年（433）10月27日前》			実文書	左右	
	義和三年文書為保舉事（五）	2006TSYIM4:3-8 背面	「義和三年」（433）			実文書		□曹主簿の署名あり？



No	文書名(『吐魯番出土文書』文物出版社, 1981年), 『新獲吐魯番出土文書』(中華書局, 2008年)による)	出土文書番号	年代(西暦)「」内は資料上に記載される年代, 《》は同墓・またはもう片面の文書, 王素『吐魯番出土高昌文獻編年』(新文豐華出版公司, 1997年)からの推定	文書の種類・文言『』は資料内の文言	差出元→宛所(？は推定)	実文書・原稿の可能性(？は推定)	裏返し方法	備考(？は推定)
46	北涼高昌郡高寧縣差役文書(七)	2006TSYIM4:3-9	《緑禾2年(433)10月27日前》			実文書	左右	
	北涼官文書尾	2006TSYIM4:3-9 背面	《緑禾2年(433)10月27日前》					廷掾・録事勅の署名あり
47	北涼高昌郡高寧縣差役文書(八)	2006TSYIM4:3-10	《緑禾2年(433)10月27日前》			実文書	左右	
	北涼官文書尾	2006TSYIM4:3-10 背面	《緑禾2年(433)10月27日前》			実文書		主簿・功曹史行水の署名あり
48	北涼高昌郡高寧縣差役文書(九)	2006TSYIM4:3-11	《緑禾2年(433)10月27日前》	「條次」「事諾……」		実文書	左右	□主簿・「史」の署名あり
	義和三年文書為保寧事(三)	2006TSYIM4:3-11 背面	義和3年(433)			実文書		文中に「辞」の語あり
49	北涼高昌郡高寧縣差役文書(一〇)	2006TSYIM4:3-12	《緑禾2年(433)10月27日前》			実文書	上下	
	北涼戍守文書	2006TSYIM4:3-12 背面	《緑禾2年(433)10月27日前》			実文書		賊曹文書か？ 屯田の輪のわりあて？
50	北涼高昌郡高寧縣差役文書(一一)	2006TSYIM4:3-13	《緑禾2年(433)10月27日前》			実文書	上下	
	北涼残戸籍	2006TSYIM4:3-13 背面	《緑禾2年(433)10月27日前》	戸籍		実文書		
51	北涼高昌郡高寧縣差役文書(一二)	2006TSYIM4:3-14	《緑禾2年(433)10月27日前》	「白」「謹□」「事諾紀識」	縣賊曹闕祿→縣	実文書	左右	
	北涼官文書尾	2006TSYIM4:3-14 背面	《緑禾2年(433)10月27日前》			実文書		□□就・功曹□の署名あり
52	北涼高昌郡高寧縣差役文書(一三)	2006TSYIM4:3-16	《緑禾2年(433)10月27日前》			実文書	左右	
	義和三年文書為保寧事(二)	2006TSYIM4:3-16 背面	「義和三年」(433)			実文書		
53	北涼某年九月十六日某縣廷掾案為檢校相事	2006TSYIM4:3-17a17b	「九月十六日」 《緑禾2年(433)10月27日前》			実文書	90度回転?	主簿・功曹史・録事の署名あり
	北涼高昌郡高寧縣差役文書(一四)	2006TSYIM4:3-17b	《緑禾2年(433)10月27日前》			実文書		養の署名あり
54	北涼某年九月十六日某人辞	2006TSYIM4:3-19a19b	「九月十六日」 《緑禾2年(433)10月27日前》	辞?	某人→縣(賊曹)?	実文書	左右	辞の判断だが、辞の判断は誤りか? 55表文書参照のこと 校曹主簿・主簿・廷掾・功曹史・録事の署名あり 文中に「閉獄」あり
	北涼高昌郡高寧縣差役文書(一五)	2006TSYIM4:3-19a 背面 19b 背面	《緑禾2年(433)10月27日前》			実文書		名前のリスト、 逆の「校」の署名あり
55	北涼高昌郡某縣賊曹闕祿白為翟珍失盜事	2006TSYIM4:3-20	《緑禾2年(433)10月27日前》	「白」	縣賊曹闕祿→縣	実文書	左右	翟珍は北涼高昌郡高寧縣差役文書(一)にあり 「閉獄真辞」
	北涼某年九月六日官文書尾	2006TSYIM4:3-20 背面	「九月六日」 《緑禾2年(433)10月27日前》			実文書		□曹主□・廷掾・録事の署名あり
56	北涼高昌郡高寧縣差役文書(一六)	2006TSYIM4:3-21	《緑禾2年(433)10月27日前》	「白」「謹條次」「約勒紀識奉行」	縣賊曹闕祿→縣	実文書	左右	校曹□・主簿就・功曹史の署
	北涼高昌郡高寧縣差役文書(一七)	2006TSYIM4:3-21 背面	《緑禾2年(433)10月27日前》	「白」「謹條」「事諾紀識奉行」	縣賊曹闕祿→縣	実文書		校曹主簿の署名
57	北涼某年二月十五日残文書	2006TSYIM4:3-22	「二月十五日」 《緑禾2年(433)10月27日前》		校曹主簿養→縣	実文書	左右	廷掾の署名あり
	北涼残文書	2006TSYIM4:3-22 背面	《緑禾2年(433)10月27日前》					
58	北涼高昌郡高寧縣差役文書(一八)	2006TSYIM4:3-24	《緑禾2年(433)10月27日前》	「…條次…」		実文書	上下	校曹主簿養・廷掾・録事猛の署名あり
	北涼高昌郡高寧縣差役文書(一九)	2006TSYIM4:3-24 背面	《緑禾2年(433)10月27日前》	「白」	縣賊曹闕祿→縣	実文書		主簿就の署名あり
59	北涼官文書尾	2006TSYIM4:3-25	《緑禾2年(433)10月27日前》			実文書	左右	□簿養・□溢・□猛の署名あり
	北涼残文書	2006TSYIM4:3-25 背面	《緑禾2年(433)10月27日前》			実文書		「閉獄」の言葉あり
60	北涼宋□辞	2006TSYIM4:3-26	《緑禾2年(433)10月27日前》			実文書	左右	□曹主□の署名?
	北涼某年九月某日官文書尾	2006TSYIM4:3-26 背面	「九月某日」 《緑禾2年(433)10月27日前》			実文書		廷掾・録事の署名あり
61	北涼高昌郡高寧縣差役文書(二〇)	2006TSYIM4:3-28	《緑禾2年(433)10月27日前》	「白」	縣賊曹闕祿→縣?	実文書	上下	校の署名あり
	北涼官文書	2006TSYIM4:3-28 背面	《緑禾2年(433)10月27日前》					録事の署名あり
62	北涼残文書	2006TSYIM4:3-29	《緑禾2年(433)10月27日前》	「白」「…請如辞」		実文書	左右	
	北涼官文書尾	2006TSYIM4:3-29 背面	《緑禾2年(433)10月27日前》			実文書		□簿就・□曹史の署名あり
63	北涼高昌郡高寧縣差役文書(二一)	2006TSYIM4:3-30	《緑禾2年(433)10月27日前》			実文書	左右	主簿の署名あり 文中に縣賊曹闕祿の名前あり
	北涼残文書	2006TSYIM4:3-30 背面	《緑禾2年(433)10月27日前》			実文書		主簿の署名あり 文中に縣賊曹闕祿の名前あり
64	北涼高昌郡高寧縣差役文書(二二)	2006TSYIM4:3-38	《緑禾2年(433)10月27日前》					……養の署名あり
	北涼高昌郡高寧縣差役文書	2006TSYIM4:3-38 背面	《緑禾2年(433)10月27日前》					表文書のにじみ?

表2 表裏文書の時間差

No	表裏	文書名（『吐魯番出土文書』文物出版社，1981年），『新獲吐魯番出土文書』（中華書局，2008年）による）	年代（文書）	年代（西暦）	時間差
①	表	北涼玄始十一年馬受條呈為出酒事	玄始十一年一月五日	422年	19年弱
	裏	建平五年祠口馬受屬	建平五年七月二十日	441年	
②	表	兵曹下八幢符為屯兵值夜守水事	義和三年前後	433年前後	約4～9年
	裏	建口年按賞配生馬帳	建平年間	437～442年	
③	表	兵曹張預班示為謫所部隕	緣禾五年五月廿六日	436年	約0～6年
	裏	殘文書	建平六年前	～442年	
④	表	兵曹屬為補以王明代張賞入員事	義和三年前後	433年前後	約5～7年
	裏	高昌郡功曹下田地県符以孫孜補孝廉事	龍興前	438～440年	
⑤	表	西涼建初二年功曹書佐左謙奏為以散翟定口補西部平水事	「建初二年九月廿三日」(406)	406年	41年弱
	裏	北涼承平五年道人法安弟阿奴拳錦券	「承平五年正月八日」(447)	447年	

表3 随葬衣物疏との時間差

	真興七年宋○妻陳儀容随葬衣物疏 425年6月24日	龍興某年宋○妻翟氏随葬衣物疏 438～440年
北涼玄始十二年兵曹牒 423年1月13日	2年強	最大約17年 最小約15年
北涼玄始十二年殘文書一 423年3月5日	2年強	最大約17年 最小約15年
北涼玄始十二年殘文書二 423年3月	2年強	最大約17年 最小約15年
北涼真興六年出麥帳（裏文書） 424年4月18日	1年強	最大約16年 最小約14年
北涼義和二年殘文書 432年	×	最大約8年 最小約6年

表4 同墓の最古文書と最新文書の時間差

No	墓名	最新の文書	最新の文書の年代	紀年文書（『吐魯番出土文書』文物出版社，1981年），『新獲吐魯番出土文書』（中華書局，2008年）による）	紀年文書の年代	両者の時間差
①	アスターナ 59号墓	北涼玄始十二年翟定辭為雇人耕床事（裏文書）	423年口月22日	北涼神璽三年倉曹貸糧文書	399年5月7日	約24年
				西涼建初十五年殘文書	419年2月	約4年
				西涼嘉興四年殘文書	420年	約3年
				北涼玄始十二年失官馬賠文書一（表文書）	422年2月9日	約1年
				北涼玄始十二年失官馬賠文書一（表文書）	422年2月9日	約1年
②	カラボージャ 91号墓	建平五年祠口馬受屬（裏文書）	441年7月21日	西涼建初四年秀才对策文	408年1月1日	33年強
				北涼玄始十一年馬受呈為出酒事（最新文書の表文書）	422年11月5日	19年弱
				北涼真興七年箱直楊本生辭	425年11月12日	16年弱
				北涼義和三年幢趙震上言（表文書）	433年5月21日	8年強
				北涼義和三年兵曹李録白草	433年6月5日	8年強
				北涼義和三年兵曹条知治幢壁文書	433年	約8年
				北涼緣禾五年翟阿富券草（裏文書）	436年6月11日	5年強
③	洋海1号台地4号墓	高昌郡高寧縣趙貨母子冥訟文書	433年10月27日	前秦建元二十年三月高昌郡高寧県都郷安邑里籍	384年3月	49年強
				北涼義和三年二月十五日張未興辭	433年2月15日	8箇月強
				義和三年文書為保辜事（一）～（八）	433年	1年未滿

## 第2部 埋葬品としてみた吐魯番北涼出土文書

室山 留美子

文書の動きという視点からみると、第1部に述べられたような現実の世界の文書としての機能・役割が完全に終了するのは、吐魯番文書群が副葬品として埋葬された時である。第2部では、文書が埋葬品として出土する事実に注目し、その様態から、埋納（墓内に保存）に至るまでの最終的な過程を検証したい。

### 1 埋葬品としての文書

吐魯番出土文書の埋葬品としての分類については、荒川正晴氏によって綿密な調査とともに整理されている<sup>32)</sup>。荒川氏は、出土文書には大きく分けて、(A)埋納時には文書として完存していたはずの、埋納すること自体を目的として納められた文書と、(B)二次利用されて納められた文書の兩種があることを指摘された。(A)は、被葬者の遺体の近くに置かれることが多く、すなわち衣物疏や功德疏のように被葬者とともに埋葬する目的で新たに作製されたもの（「葬礼文書」）と、買地券などの契約文書、仏典・孝経・論語などの一部分や、官文書（符・牒・戸籍・名籍など）、告身、哀冊などがあり、在世中に作製された文書をそのまま、もしくはその写しを作製して埋葬したもの（「埋納文書」）がある。このうち「埋納文書」については、いったい何の目的で埋葬されたのかについては不明であり、当時のトルファンにおける冥界観と密接に関連していた可能性が示唆される。(B)は、埋葬品として二次利用されたもので、具体的には紙鞋・紙帽・衣裳や棺、あるいはまた泥俑の芯部分や敷物の裏貼りなどに利用された紙である。

吐魯番出土文書を文物資料として扱う際には、こうした機能的分類は非常に重要であり、以下本稿においても、(A)(B)という分類によって考察する。なぜなら、兩種は埋葬品としての機能自体が違うだけでなく、単なる明器製作のための素材としてみた反古紙と、死後の世界で効力が永続するはずの文書とでは、その直接の書き手（作り手）が誰であるかということや、その製作過程や意識も異なっていたことが十分に予測できるからである。これは、本稿において考察する吐魯番北涼出土文書の流れの最終過程である、文書と墓（被葬者）との関係に密接に関係する。

なお本稿において、北涼時期のアスターナおよびカラホージャ墓群から出土した文書の(A)(B)の区別を掲載すべきであるが、荒川氏が当該時期を含めた多数の出土文書について、綿密な調査を経た結果をすでに公表しており、筆者も図版等から文書の裁断や内容、出土位置から調査した結果、ほぼ分類の結果を同じくするので、誌面の都合上そちらを参照されたい。また、各

墓葬の埋葬品等も詳細な報告書が既に刊行されているので、併せて参照されたい。補足として、夫婦合葬墓（女性が先に埋葬）である洋海1号台地4号墓から出土した、新出の吐魯番北涼出土文書について<sup>33)</sup>、(A)に属する文書は、仏教色及び祖霊的な冥界観を色濃く反映した「北涼縁禾二年(433)高昌郡高寧県趙貨母子冥訟文書」(2006TSYIM4:1)、墓主である趙貨の衣物疏(2006TSYIM4:4)、妻の衣物疏(2006TSYIM4:8)の合計3件であり、それぞれ北偏室封門と、墓道底部、南偏室女性遺体の左手腕下から出土した。これらの文書は、すべて裏面使用はなく、なかでも冥訟文書の左半分は大きな余白を残し、趙貨衣物疏もおおよそ2行分の余白を左に残す。そのほかの文書群は、女性の彩色された紙鞋と、趙貨の紙帽に使用されており、(B)に属するものである。また同書巻末に収録されている、一收藏家から贈与された紙鞋の北涼文書群もこれに属する。

以下、北涼時期の墓葬における(A)(B)文書の特徴と、その最終的廃棄（埋葬品製作）にいたる過程について、考察をしていきたい。

分類した文書の形態的な特徴や記されている内容をみていくと、(A)は、カラホージャ91号墓の衣物疏を除くと、ほとんどが1枚の大判の新紙で、なかには上下左右のいずれかの余白が充分にあるものもみられる。また、紙ではなく木簡・帛書(64TKM 3:53)であることもある。

一方(B)は、アスターナ59墓からは倉曹関係や馬関係の文書が頻出し、同一人物の名（翟定、財帛吏樊照、主簿起など）が見られるものや、アスターナ382号墓でも同じく、兵曹・功曹関係文書に偏っていることがわかる。同様に、カラホージャ91号墓には同名の人物が繰り返し頻出し（「趙震」「令狐玩」など）、これも兵曹関係文書である。また、洋海1号台地4号墓では、「賊曹」に属する文書や土地契約文書・戸籍類が多数含まれている。

これらの多くは勾勒や署名が為された公文書で、ある官署に関する内容に集中した文書が一括使用されていることもあり、また両面利用の反古紙も多く見られる。第1部において、現実世界における文書の最終的保存が官署別で為されていた可能性が述べられているが、そうしてまとまった文書が同時期に同じ埋葬品の素材として利用されているということは、ある程度まとまった形で反古紙として放出されたものと推測できる。その放出の仕方が、売買であったのか、払い下げという形であったのかは、文書が素材に変化する上で考慮しなければならない事項であるが、現在のところは手がかりがなく不明である。

また、一対の紙鞋をつくるために必要な紙として大きめの紙（例えば、家口籍や名籍・里籍、書籍類<sup>34)</sup>など）数枚が必要であったことが推測される<sup>35)</sup>。多くの紙鞋は、

大きな紙から一気に裁断していく方式であったとみられるが、アスターナ 382 号墓の紙鞋のように、長方形の紙をそのまま数枚重ねて靴内部とし、その周りに絹をかぶせて整えるなど、紙を裁断せず大きな紙そのままを利用するような場合もある。

## 2 墓主と出土文書の関係

では、墓主と出土文書の関係がこれまでどのように捉えられてきたかをみてみよう。

(A) は、衣物疏であれば、被葬者或いは血縁者と文書との関係が密接であることは明確である。その作製には新紙を用い、使用済みの紙の背面を利用しないのが普通であることから、新紙は血縁者や墓主が用意したものであろう。カラホージャ 91 号墓の衣物疏は、北涼時期唯一の背面利用であるが、白須浄真氏は、トルファン盆地が新紙の入手が困難な政治状況下におかれていたことによると推測し<sup>36)</sup>、關尾氏もまた、単純に考えれば紙の供給が需要に対応できないという状況にあったためと考えている<sup>37)</sup>。このような背面利用の衣物疏は、高昌国時代にも 1 件あり (73TKM524: 34 (b))、これについて關尾氏は、官府文書とした場合、官府で廃棄されない限りは、その紙背が再利用されることはまずありえないといってよく、この文書の紙表と紙裏の作成年代がおそらくは 1 年と離れていないという事実から、本来の機能を全うして廃棄される時期よりも前に廃棄されてしまった可能性をみる。そして、官府で廃棄されて再利用され、その大部分はやはり官府で帳簿として利用されるのに対し、このように私的な衣物疏として再利用される例は高昌国時代にこれ以外に皆無であり、その理由は、ある官人が個人としての責任において作成し、下級官吏がある程度独自の判断で作成した可能性のある文書（ただし、書き損じや挿入・削除があり草稿であるようだが、朱点もあるので何らかの機能は果たした文書）であることにあるという。つまり、官人個人の判断で廃棄したのであり、とすれば作成者は衣物疏を書いた夫の令狐本人であり、表面を帳簿として利用し始めた矢先に妻の死にあい、何らかの理由でやむを得ず急遽背面を衣物疏に転用したのではないかと考える<sup>38)</sup>。

衣物疏ではない文書で、(A) の可能性が考えられるアスターナ 39 号墓 (20, 20—1, 2) と 305 墓 (14/1・2) の文書については、先に述べたように墓主との関係が明確にできないが、アスターナ 53 墓 (『文物』1972-1, 『考古三十年』新疆人民出版社, 1983 年再録) からは、棺桶を買った契約書である墨書木簡 (66TAM53: 9「晋泰始九年木簡」) が出土しており、そこから類推すると、被葬者に直接的に何らかの関係のある、そして埋葬後も証明や効力が認められるような、私的な契約書類を埋葬したのではないかとと思われる。

では次に (B) について、墓主との関係をみてみよう。カラホージャ 3 号墓出土の「前涼王宗上太守啓」(64TKM3:51,52) について、關尾氏は、実際に届けられて太守のもとで保管されて反故として廃棄されたのであれば、墓主はもと高昌太守かその近親者であり、届けられずに草稿ないしは控えとして差出人の手元に留められたのであれば、墓主は王宗かその近親者であろうと推測している<sup>39)</sup>。また、カラホージャ 91 号墓出土文書について、關尾氏は次のように考える。衣物疏からは被葬者も埋葬年代も不明なので、被葬者と当該文書との関係を明らかにする手がかりはないが、ただ、伴出文書の紀年は北涼の玄始 11 (422) から建平 4 (441) 年の 20 年間に集中しており、西涼の紀年を有しているのは出土した「対策文」のみである。北涼の紀年を有する伴出文書の多くは「兵曹」が関与した官文書であり、被葬者は 441 年から遠くない時期に亡くなったと思われるが、その際廃棄済みの兵曹関係文書を一括して再利用したのだろう。だが、これらの兵曹関係文書は、トルファン盆地が西涼から北涼の手に落ちた 421 年の次点を境に直ちに不要になったはずで、それからさらに 20 年間文書が保存されることはなかったはずであるが、廃棄されず保存されていたことは、被葬者ないしはその一族と当該文書との特別な関係を推測させる。おそらく、被葬者ないしその一族が西涼時代察舉を担当する官員だったか、あるいはこの建初 4 年に秀才に察舉されたのではないかと<sup>40)</sup>、と。さらに氏は、カラホージャ 91 号墓出土の 44 点の反故紙について、被葬者の所属する社会階層は、少なくとも反故紙を入手するだけの力量は備えていたと判断する<sup>41)</sup>。以上のように、關尾氏は、北涼時期以降の吐魯番出土文書についても、概ね反故紙と被葬者（近親者）の関係を結びつけて考えており<sup>42, 43)</sup>、(B) と墓主との関係については、被葬者或いは血縁者と何らかの関係性があるという見方が主流であるといっていよい。

しかし、これは慎重に判断したい。なぜなら (B) については、裁断されるのみならず、さらに上から黒や赤い塗料を塗り、模様を書き加えたものであるから、文書に書かれた内容は重視されておらず、あくまでも埋葬品作製のための素材として認識されていたことは明らかである。そうであるならば、その文書は墓主とは無関係である可能性も充分に残されている。

具体的には言えば、埋葬品となるまでの製作過程を考えるならば、その紙鞋や紙帽を直接的に製作する場所、或いは製作する人は誰なのか。血縁者が自ら紙鞋や紙帽などの埋葬品を作ったというのであれば、当然素材とされた文書類は、私文書であれば墓主の血縁関係者のもの、公文書であれば該当官署から入手したものと考えられる。しかし、それが葬礼関係の専門業者であるならば、最終的に保管していた官署から不用文書が、直接専

門業者へと一括して渡されたと考えることもできよう。

中原では、葬儀・埋葬には専門業者が介在していたことが史書に確認される。ただ、北凉においても専門業者が存在していたかどうか、それに関する確かな記事は管見の限り見られない。北凉時期の墓から出土した紙製以外の明器類をみても、生前の日常生活で使用していたとも推測できる物（衣服や布、装飾品や器など）であり、確実に明器であると思われる呪詛的な俑でも木片に墨で装飾した簡略なもので、それらがいったい専門業者の手によるものなのかどうかは明確には判断しにくい。しかし、北凉沮渠封戴墓出土の素面泥塑像は手捻りの人俑だが、中原にみられるような形態であり、こうした素材や製作法は後代のアスターナ唐墓から出土する俑でもほとんど同様であるし、またその泥俑の中には合模製であるものが確認でき<sup>44)</sup>、すなわちこれは唐代には范（模具）による同型の俑を複数生産できたことを示す。そして、こうした范は新疆地区では秦漢以前から鉢形石范が使用されており、北朝時期の仏像の陶范も確認されている<sup>45)</sup>。トルファン地方での墓葬形式や明器の種類、俑類の製作方法が唐代までさほど変化しておらず、また高昌国・唐時期の墓からは同じように紙鞋・紙帽・紙棺などが出土することから、トルファン地方においても、埋葬関係を専門とした工房の存在をみることは、あながち不可能ではあるまい。

さらに、紙鞋などが発見される墓の墓主は、絹や錦なども伴出することからも、ある程度高い階級の出身であったと考えられるから、墓穴を掘り造営する作業や、明器の製作を自らの手でいった可能性はないと思われるし、くわえて紙鞋以外にも絹靴などの工芸品や革靴なども出土しているのだから、紙製品のみを血縁者が直接に製作したとは考えにくい。血縁者自らが入手した材料としての反古紙を専門業者に一括提供したという可能性もあるが、それでは裁断したあとの残片まで完璧に被葬者の為だけに使用したであろうか。紙が貴重であったトルファン地域において、反古紙の残りや残片は、再利用の時までに大切に保管されていたとすれば、同時期の被葬者の埋葬品に流用され、その結果様々な文書が混在して埋葬品に利用されることもあったかもしれない。

このように、埋葬品の製作者（製作場所）ということを検討すると、(B)については、文書内容と被葬者の関係について直接に結びつけるのではなく、いまなお慎重な見方が必要であり、さらに検討すべき余地がある。また副葬品の鞋には、紙のみならず絹や革製のものもあるが、これは墓主の地位或いは当時の紙製の埋葬品の価値、さらには紙製埋葬品が頻出する後代の埋葬習俗の変化と関係すると思われる、紙製埋葬品以外の明器とともに総合的に検証していく必要がある。

## 小 結

以上、吐魯番北凉文書について、埋葬された文書という視点にたち、その出土状況から文書の墓内における機能に注目して分析し、廃棄文書と被葬者或いは埋葬品製作過程の関係について考察した。はじめに述べたように、十分な出土情報を得ることができない吐魯番北凉文書については、ここから更に詳細な分析を行うのは困難であるかもしれない。ただ、本稿で取り上げたアスターナ 305 墓付近には、西魏時期、高昌国時期などの墓群が発見されている。その墓群からは、紙鞋や小枕、眼帯などの埋葬品が出土しており、北凉時期の埋葬習俗とほぼ同じであることが認められることや、先に述べた高昌国・唐代墓の明器類の製作方法から、この地域における埋葬品の製作過程を類推できる可能性がある。今後の課題としたい。

また、新出資料が発見された墓葬についての詳細な発掘報告書は、現段階では未見である。副葬品の紙鞋や紙帽がつくられるにあたり、文書の上下左右の位置や貼り付け方法はどうかであったのかといった、いったん副葬品を分解してしまえば知り得ることのできない基本的かつ詳細な情報が公開されれば、具体的な文書の流れを考察する上で重要な証左となり得る。今後の発表を待ちたい。

## おわりに

室山 留美子

以上、吐魯番北凉文書に見られる両面利用文書と、文書の埋納形態を手がかりに、公文書の具体的な流れについての考察をおこなった。それぞれの結論及び今後の課題については、小結に述べているのでここでは贅言しない。ただ、本稿では新出土文書については簡単な整理に留まっているが、これらの文書によって吐魯番文書研究はさらに深度を増していくであろうし、今後一つ一つの出土文書について確実に読み解いていく必要がある。

一方でまた、個人の墓内から「出土」したという、吐魯番文書の持つ特異な資料的性格を明確に意識し、それをどのように他の出土資料や文献史料と位置づけていくのか、ということも重要である。歴史研究においては、文献史料だけでなく文物・石刻資料など多彩な資料を「歴史史料」として用いて様々な角度から研究が行われ、その成果は著しく蓄積されつつある。だが一方では、こうした史（資）料について、いまいちど「史（資）料批判」という基本に立ち返り、そこから時代の歴史を再構築する必要性がいま改めて問われている。はじめに述べたように、文書研究においては、資料学或いは考古遺物としての視点から捉え直す動きが顕著であり、既に精度の高

い研究が蓄積されつつあるが、こうした成果を踏まえながら、いったい文書というものの自体をどのような「史(資)料」として捉えていくのかということ、これからの大きな課題として認識しておきたい。

(本稿は、大阪市立大学大学院都市文化研究センターにおける2007年度ドクター研究員プロジェクトの研究成果をもとに、最新出土資料を補足して作成したものである。)

## 注

1. 松原弘宣「はしがき」(『古代東アジアの情報伝達』汲古書院、2008年)。
2. 『新疆文物』2000年3・4合併号。
3. 西北出土文献を読む会(大学院關尾ゼミ)「トゥルファン出土漢語文書校訂稿(Ⅰ)——カラホージャ3号墓とその出土文書——」(新潟大学東アジア学会『東アジア——歴史と文化——』8号、1999-3)、『トゥルファン出土文書および関連伴出資料の調査』(研究代表者：荒川正晴、平成12～14年度科学研究費補助金・基盤研究(B)1)研究成果報告書、2003年3月)。
4. 祝総斌「高昌官府文書雑考」(『敦煌吐魯番文献研究論集二』北京大学出版社、1983年)。
5. 中村圭爾『魏晉南北朝における公文書と文書行政の研究』(平成10年度～平成12年度科学研究費補助金(基盤研究(C)(2))研究成果報告書、2001年)。
6. 關尾史郎「高昌郡時代の上行文書とその行方」(『古代アジアの情報伝達』汲古書院、2008年)。
7. 關尾氏は高昌国文書の研究において、上級の官府に提出して承認を仰ぐような文書ではなく、官府内で完結する文書であれば、抹消した痕や、字の記入に規則性を欠く場合もあり、書き込み、誤字・脱字、字の訂正がかならずしも草稿であるとは言えないとされている(『史信』64、1991-7)。
8. 藍書については、朱雷氏は北涼政権時期の文書に特有のものであるとされ(『吐魯番出土北涼賞簿考釈』『武漢大学学报』(哲学社会科学版)1980-4)、關尾氏は北涼政権が中国諸王朝から独立し、その結果、政治的關係が悪化して、紙や墨などにも不足するケースが生じたためとされる。(『龍興』紀年の随葬衣物疏考——「吐魯番出土文書」劄記——『史明』21、1987年)。ただし、墨書での草稿、下書きの文書も多く、検討の余地がある。
9. 新疆吐魯番地区文管所(柳洪亮)「1979年吐魯番出土十六国時代の文書-吐魯番阿斯塔那382号墓清理簡報」(『文物』1983-1)。
10. 朱雷「出土石刻及文書中北涼沮渠氏不見史籍的年号」(『出土文物研究』文物出版社、1985年)、關尾論文(前掲注7)では、表裏に現れる馬受は同一人物とされ、表裏文書の時間差19年の間、倉曹等の部署の中で、吏として酒の出納や祠の官吏を担当していたのであろうとされている。
11. 關尾氏前掲論文注7。
12. 啓の文書形式については、祝氏前掲論文注4及び中村氏前掲論文注5を参照。「某啓……謹啓」の書式を持ち、吐魯番北涼出土文書では郡守(太守)に奉った啓である可能性が高いとされる。
13. カラホージャ96号墓から「兵曹属為補代馬子郭氏生事」、「兵曹注録承直補馬子等事抄目」等の文書が出土しており、馬関係文書と兵曹とは係わりが強い。
14. 辞については、祝氏前掲論文注4及び中村氏前掲論文注5を参照。辞は「……謹辞」等の書式を持つ。祝氏によれば、辞は訴訟に関する

- る口述や弁護に用いられる例が多いとされ、中村氏は、郡県の民が郡県にその意向を伝える機能も持つと指摘される。
15. 『史信』2(1989-10)において、關尾史郎氏は官府で廃棄された文書の多くは、官府で帳簿として再利用される道をたどったとされており、この考察においてもこの見解に従っておく。
  16. 文書中に「維那」の文言があり、佛教關係の集団と係わりがある可能性がある。
  17. 同時代の吐魯番文書には財政担当の吏として圖帛吏、圖史、因蔵吏等が出現しており、これらの物品を管理していたものと考えられる。
  18. 馬関連文書のうち「分配乘馬文書」、「馮淵上主將啓為馬死不能更買事」、「某人辞為差脱馬頭事」、「兵曹属為補代馬子郭氏生事」、「兵曹注録承直補馬子等事抄目」は兵曹関連だが、「北涼玄始十二年失官馬賁贖文書二」は兵曹と戸曹双方の文書関連である。
  19. 前掲荒川氏研究成果報告書注3。
  20. 上奏文は西涼において書かれたものであり、421年にトルファン盆地は、西涼から北涼へと支配権が移った。その時に上奏文が廃棄され、翟氏一族の手に渡ったことも考えられる。
  21. ただし、これらの文書は出土墓が99号墓とされているが、発掘された副葬品・文書の混交のため正確な出土墓は不明。随葬衣物疏の人名とは異なっており、翟紹遠この墓主とのかかわりは不明。
  22. 仁井田陸著・池田温編修代表『唐令拾遺補』(東京大学出版会、1997年)。
  23. 内藤乾吉「唐代の敦煌」(『西域発見唐代官文書の研究』『中国法制史考証』有斐閣、1963年)。
  24. 鐘宏宏之「公式令における「案」の保管について」(『日中律令制の諸相』東方書店、2002年)。
  25. ただし、継ぎ目は認められず、紙帽作成の際、妨げとなる継ぎ目が除去された可能性もある。
  26. アスターナ1号墓の随葬衣物疏は「西涼建初十四年韓渠妻随葬衣物疏」(418年8月29日)で、その他の紀年文書は「西涼建初十一年年張仙入貸床文書」(415年2月24日)、「西涼建初十四年嚴福願賃蠶桑券」(418年2月28日)。
  27. 同墓出土文書の紀年は北涼の玄始11(422)から建平5(441)年の間がほとんどで、墓主は441年からさほど経ずして埋葬されたのではなからうか。
  28. 高昌国の事例では、本間寛之氏がアスターナ25号墓の複数の「辞」を通じて、5つの辞の年代差は28年で、官庁内部において28年間保存され、民間に払い下げられた、とされている(『魏氏高昌国の文書行政』『史滴』19、1997年)。
  29. この文書の異例の長期の保存期間について、關尾史郎・大西康裕氏は、西涼政権から北涼政権に変わったのにもかかわらず、廃棄されずに保存されており、このことから墓主もしくはその一族と当該文書との特別のかかわりを想定され、墓主もしくはその一族が西涼時代祭挙を担当する官吏であったか、あるいは建初4年に秀才に祭挙されたかと推定されている(『西涼建初四年秀才対策文』に関する一考察』『東アジア——歴史と文化——』4、1995年)。
  30. ただし關尾史郎氏は出土墓近辺に翟氏の墓が多く、したがって出土墓も翟氏の墓であると推定され、これらの文書は翟強本人もしくはその近親者が所持していたとされる。
  31. 『吐魯番出土文書』(文書名『吐魯番出土文書』文物出版社、1981年)、第1冊の釈文。
  32. 前掲荒川氏研究成果報告書注3。
  33. 『新獲吐魯番出土文書』(中華書局、2008年)。
  34. 町田隆吉氏は、高昌重光元年(620)のアスターナ151墓の女性遺体用紙冠には、「晋陽秋(?)」残巻が利用されており、アスターナ184号墓の紙鞋には『論語』鄭注が利用されていたことが確認できるが、写本でしか書物が存在しない時代に、官文書や私文書などの反古紙と同様にそれらを裁断して葬具の部品に用いた理由は明

らかにできないとされているが(前掲荒川氏研究成果報告書注3)、新出吐魯番北涼文書にも『論語』(2006TSYIM45-1, 2:「前秦建元二十年三月高昌郡高寧郡都郷安邑里籍」の背面)や、欄格の入った『詩経』(2006TSYIM42-1,2,3)が出土している。

35. 新疆博物館所蔵の條記文書(600年代以降、アスターナ155墓出土)について、關尾氏は、横方向につけられた折り目については、死者が着用する紙帽や紙鞋を製作する過程で、反故として廃棄された文書を一括して重ね合わせ、そこで裁断ないし切り込みを入れたというふうを考えておきたい、としている。また接合について、紙鞋などを製作するためには文書の書写された紙を何枚か横に張りつないで大きな平面をまず作り、そこから紙鞋の底面や側面を切り取るような作業が必要であり、すなわち副葬品の素材に転用される過程で條記文書が接合されるというケースも少なくなく、文書の保管のために接合した場合もあるという(關尾史郎「トルファン出土高昌国税制関係文書の基礎的研究(九)——條記文書の古文書学的分析を中心として——」(『人文科学研究』99輯, 2000)。新出吐魯番文書のなかに、2枚の別文書を90°回転させて貼り合わせたものがある(「北涼某年九月十六日某件廷掾案為檢校緝事」2006TSYIM43-17a,17b)。これが墓主の紙帽製作時の接合であるか、文書保存時の形態

かは興味ある問題である。今後の報告を待ちたい。

36. 白須浄真「吐魯番出土文書第一冊——その紹介と紀年の考察——」(『書論』18, 1981年)。
37. 關尾氏前掲論文注7。
38. 關尾史郎「『章和五(535)年取牛羊供祀帳』の正体(I)——吐魯番出土文書』筋記(七)——」(『史信』2号, 1988-12)。
39. 關尾氏前掲論文注3。
40. 關尾・大西氏前掲論文注29。
41. 關尾氏前掲論文注8。
42. 關尾史郎「トルファン出土高昌国税制関係文書の基礎的研究(八)——條記文書の古文書学的分析を中心として——」(『人文科学研究』98輯, 1998年)。
43. 關尾史郎「トルファン出土高昌国税制関係文書の基礎的研究(九)——條記文書の古文書学的分析を中心として——」(『人文科学研究』99輯, 2000年)。
44. 「阿斯塔那336号墓出土的几件泥俑」(『文物』1962-7:8), 姚書文「吐魯番阿斯塔那出土的彫塑及製作工藝」(『新疆文物』1990-4)。
45. 姚氏前掲論文注44。

# An Investigation of Turfan Documents of the Northern Liang Dynasty (北涼), Concerning Preparation, Preservation, Reuse, Disposal, and Burial Process.

Rumiko MUROYAMA and Syoko ANAZAWA

Most of the documents excavated from Turfan are document groups that were used in order to create burial accessories. With these documents, we aim to investigate how the documents of the Northern Liang Dynasty were prepared, preserved, reused, disposed of, and buried.

Some of the Turfan Documents of Northern Liang Dynasty were used as data, and then the backs of the documents were reused before their disposal. As regarding these reused secondary documents, we performed active and functional analyses. Consequently, we found out the following things. First, every document was disposed of within about ten years, unless these documents were used for important affairs, or connected to personal affairs. Second, the final stage of disposal was at government offices. Third, the primary and secondary documents shared many things, such as addresses, government offices making the documents, business contents, etc. Moreover, each burial ground contained the documents of the same government office and similar affairs. These facts enabled us to reach the conclusion that paper materials that were used for the burial accessories had been mainly from the government offices.

Next, we began to research how each document had been used for the burial accessories, in those days. And, we classified the documents into two groups according to their purposes; 1. burial documents, 2. documents that were reprocessed into the burial accessories, such as paper shoes, paper caps, etc. Then we examined the document categories and the burial situations. After that, we discovered the following points. First, those two types of documents were treated differently, depending on whether they were the burial documents or burial accessory materials. In addition, people usually used the burial accessory materials only for cutting, coloring, etc., and in such cases, they used mostly the reprocessed documents that had been already used and disposed of at the government offices.

In conclusion, considering how *Míng qì* (burial clay figures of ancient China) could be produced, it is highly probable that there were some people specializing in making the burial accessories. Therefore, we should reconsider the existing idea that the information from the burial documents can be directly connected with the deceased person and his relatives.

Keywords : Turfan Documents, Northern Liang Dynasty, primary use, secondary use, preservation and disposal